

申請日 年 月 日

上関町長 様

上関町新婚生活応援補助金交付申請書

上関町新婚生活応援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者欄

(フリガナ) 氏 名		電話番号	() -
		携帯番号	- -
住 所	〒	E-mail	
		生年月日	年 月 日 (歳)

住宅取得費 (購入・新築の場合)	取得日 (登記の権利部記載年月日)	年 月 日
	(A) 取得金額	円
引越費用	引越を行った日	年 月 日
	(E) 費用	円
リフォーム費用	リフォームが完了した日	年 月 日
	(F) 費用	円
住居費 (賃貸の場合)	契約締結年月日	年 月 日
	(B) 家賃 (共益費等を含む。)	円
	(C) 住居手当	円
	(D) 実質家賃負担額 ((B) - (C))	円
交付申請額 (G)	(A) + (B) + (E) + (F) ※夫婦の一方の婚姻日における年齢が 30歳以下：上限60万円 上記以外：上限30万円 (千円未満切捨)	円

2 確認事項 (該当するものに☑を記入してください。)

※各項目のうちいずれかに該当がない (7は該当者のみ) 場合は、支給対象となりません。

1. 婚姻届が受理された日の翌日から起算して1年以内の申請である	☐
2. 夫婦の一方の婚姻日における年齢が40歳以下である	☐
3. 申請日の翌日から起算して、5年以上継続して本町に居住する意思がある	☐
4. 交付申請時に、世帯全員が本町及び本町に転入する直前に居住していた市区町村において税の滞納はない	☐
5. 世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない	☐

(裏面に続く)

6. 夫婦の双方が、過去に上関町新婚生活応援補助金（他の自治体におけるこの要綱と同種の制度に基づく補助、助成等を含む）の交付を受けていないこと。	☐																						
7. 【リフォーム費用の場合】婚姻日から遡及して1年以内、または婚姻日の翌日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したリフォームで、外構工事、増築工事、家電等の機器の購入費用を除く、下記のいずれかである	☐																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木工事</td> <td>部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等</td> </tr> <tr> <td>屋根工事</td> <td>屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等</td> </tr> <tr> <td>サッシ工事</td> <td>玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>床・天井・壁等のクロス張替え</td> </tr> <tr> <td>外装工事</td> <td>外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等</td> </tr> <tr> <td>左官タイル工事</td> <td>室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>電気配線等の工事</td> </tr> <tr> <td>給排水設備工事</td> <td>給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	木工事	部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	建具工事	各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等	内装工事	床・天井・壁等のクロス張替え	外装工事	外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等	塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等	左官タイル工事	室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等	電気工事	電気配線等の工事	給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等
区分	内容																						
木工事	部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等																						
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等																						
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等																						
建具工事	各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等																						
内装工事	床・天井・壁等のクロス張替え																						
外装工事	外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等																						
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等																						
左官タイル工事	室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等																						
電気工事	電気配線等の工事																						
給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等																						

3 添付資料

☐	①婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
☐	②誓約書（様式第2号）
☐	③夫婦の住民票の写し（発行から30日以内）
☐	④住宅の取得、リフォーム又は賃借に係る契約書等金額の分かる書類の写し
☐	⑤住宅の取得にあつては登記事項証明書（発行から30日以内）
☐	⑥補助対象経費に係る支払額が分かる書類の写し（領収書等）
☐	⑦住居手当支給証明書（様式第3号。給与所得者が住宅を賃借している場合に限る。）
☐	⑧夫婦の町税等の滞納がない証明（発行から30日以内の完納証明書）